

# 三浦市民交流センターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和4年7月22日修正版

(当ガイドラインは、8月1日より適用となります)

三浦市民交流センター

## 1. はじめに

三浦市民交流センターは施設を再開するためのガイドラインを令和2年7月1日（水）に作成し、当日から適用した。施設の再開に際し、利用者に安全に、安心して利用いただくために、公益社団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本事項を掲載した。本ガイドラインに示された「2. 感染防止のための基本的な考え方」、「3. リスク評価」及び「4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策」に基づき、イベント・講座等の開催に関する様態等を考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに自らの施設の感染予防対策に留まらず三浦市周辺地域の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献し、社会基盤としての役割を継続的に果たしてきた。今後、新規感染者が従来よりも落ち着いてきた場合に、本ガイドラインを一部修正して対策の緩和を試みる一方で、状況に応じた感染予防対策を続けていく。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

三浦市民交流センターは、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当館の職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び館に来館する者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けるなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

## 3. リスク評価

三浦市民交流センターは、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、職員等や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

### ① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、蛇口等）には特に注意する。

### ② 飛沫感染のリスク評価

館内における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、館内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

### ③ 集客施設のリスク評価

現下の状況にあって、大規模な来館者数が見込まれるかどうか、人と人との距離が確保できるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

### ④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

## 4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策

### ① 総論

- ・令和2年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を最低 1m（できるだけ2mを目安に）確保することが前提である。
- ・感染防止のための来館者の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のような手段が考えられる。
  - －来館者数の制限（来館待機列の設置等）
  - －館内各室の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）
  - －日時指定の予約
  - －大人数での来館の制限等
- ・三浦市民交流センターは、リスク評価の結果を踏まえ、市民からの要請等に留意し、一層の館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることとする。
- ・「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、イベント・講座等は中止又は延期とする（同様に、第三者に当館を貸し出し行われるイベント・講座等の開催についても、当該イベント・講座等の主催者に対して開催の自粛を促す）。
- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・高齢者や持病のある者については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

### ② 来館者の安全確保のために実施すること

- ・来館者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の来館制限を実施する。
  - －来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
  - －息苦しさ（呼吸困難）・強い倦怠感や、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある場合
  - －新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府

から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

- ・研修室、多目的スペースを利用の際は、利用申請書の代表者が、当日の参加者の名簿を管理するものとする。
- ・多目的スペース来館者、打合せ広場（フリースペース）、印刷室利用者には、LINEコロナお知らせシステムの利用を推奨する。（LINEコロナのQRコードを利用票に印刷）
- ・ワークルールの利用の際は、ロッカー登録時の団体担当者が、当日の利用者の管理を行うものとする。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液はアルコールを用いる）の徹底を促す。
- ・備品の貸出物について十分な消毒（なお、消毒液は、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム溶液）を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。
- ・来館者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

### ③職員等の安全確保のために実施すること

職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強い倦怠感や、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内・スタッフ内で記録する。

- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法や等の関連法令上の義務を遵守する。
- ・国・自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった職員は、毎日健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出勤判断を行う際には、診療した医師の判断などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・勤務中、職員ができる限り2mを目安に、一定の距離を保てるよう（人員配置について）最大限の見直しを行う。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、その場合、最低1mあけるなどの対策を検討する。
- ・建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、開閉できる窓のない場合は機械換気を行う。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・受付窓口に対面する場所は、アクリル板などで遮蔽する。

#### ④ イベント、講座や施設の利用に当たって特に留意すべきこと

- ・館内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。また、館内で近距離での会話、多数の者が集まり館内において大きな声を出すことや呼気が激しくなるような運動は行わないことを原則とする。
- ・作品の展示を行う場合には、直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は、主催者が責任をもって展示物を消毒する。また、特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留させないため、フロアマーカ等設置等の工夫を行い、来館者同士の距離を確保する。（最低1mを目安とする）。なお、展示スペース内における会話制限を行う。
- ・調理を行う場合は、来館者同士の距離を確保し（最低1mを目安とする）使用する食材の管理、使用後の調理器具、食器等の消毒を徹底する。
- ・ワークショップ等を行う場合は、必ず消毒をしてから使用すること。消毒ができない物の貸し出しは行わないこと。
- ・物販を行う場合は、購買者が最低1mの間隔を開けて整列するよう促す。
- ・物販に関わる者は、マスクの着用と手指の消毒を徹底させ、対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽させ、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は禁止とする。
- ・講座等を行う場合は、講師と来館者、来館者同士の接触は避け、人と人との距離を十分に確保する。
- ・参加者を募集する場合は、事前申し込み制とし、来館者の氏名連絡先の把握に努め、会場への入退出の際に人と人との距離を十分に確保する。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにする。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
  - －速やかに別室へ隔離を行う。
  - －対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
  - －感染者が発生した部屋の換気を行う。
  - －イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
  - －感染者と接触した職員等及び来館者の氏名、緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
  - －症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。
- ・イベント、講座等を実施する場合は、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めに基づき実施、中止または延期の判断をする。また、神奈川県が発行する「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」のQRバーコード作成し、館内に掲示する。なお、神奈川警戒アラート発令時には、より慎重に判断し、緊急事態宣言が発令された場合には、実施しないことを原則とする。

#### ⑤ 施設管理

##### ア) 館内

- ・清掃、消毒、換気を実施する。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、蛇口等）に留意する。
- ・受付等において、アクリル板により職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・飲食が可能なスペースでは、最低1mの間隔を開け、かつ対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。

#### イ) 受付窓口

- ・入館時に検温を実施し、37.5度以上の方の入館をご遠慮願う。入館後、受付では来館者に対して手指の消毒、手洗い、体調チェックを促す。
- ・対面で現金の取り扱いがある場合は、アクリル板により来館者との間を遮断し、コイントレーを使用することで直接接触しないように対応する。
- ・列ができる場合は最低1mの間隔を空けた整列を促し、人が密集しないように工夫する。

#### ウ) 研修室

- ・利用申請書の代表者が当日の参加者の名簿を管理するものとする。
- ・各部屋の利用人数を定員の概ね半分の利用にする。  
研修室（大）12名 研修室（中）8名 研修室（小）6名
- ・対面での会話を回避するよう促す。
- ・利用者は利用時間内に、テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ等の消毒を行う。（受付時に消毒用具を貸し出す）

#### エ) 多目的スペース

- ・展示などで利用する場合は大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ・主催者側の名簿管理は、申請書に記載の代表者が行うものとする。
- ・来館者には、LINEコロナお知らせシステムの利用を推奨する。

#### オ) ワークルーム

- ・対面での会話を回避するよう促す。
- ・利用人数を概ね8名までとする。
- ・ロッカー申込時の代表者が、当日の参加者の名簿を管理するものとする。
- ・利用者は使用の前後にテーブル、椅子、ドアノブ等の消毒を行う。（受付時に消毒用具を貸し出す）

#### カ) 印刷室

- ・部屋の利用は、概ね3名までとし、密にならないよう留意する。
- ・使用した印刷機器等は利用者が消毒を行う。（受付時に消毒用具を貸し出す）

キ) 打合せ広場（フリースペース）

- ・飲食や会話については極力対面を避けるよう要請する。
- ・間隔を開けたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・利用者は退出時に使用したテーブル、椅子等の消毒、清掃をして退出する。（受付時に清掃用具は貸し出す）

ク) 小網代の森インフォメーション

- ・大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ・直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いため展示しないことを原則とする。
- ・来館者が使用したあと、清掃消毒換気を行う。

ケ) 給湯室

- ・密にならないように留意する
- ・利用後、利用者が各自消毒を行う

コ) キッズスペース

- ・密にならないように留意する
- ・来館者が使用したあと、清掃消毒を行う。

⑥ 広報・周知について

- ・職員等及び来館者に対して、以下について周知する。
  - 健康状態等による来館自粛の徹底(37.5度以上の発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに発熱のほかに咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・臭覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合も来館自粛を要請する。)
  - 社会的距離の確保の徹底
  - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
  - 展示物には触らないよう周知する。
  - 本ガイドラインの遵守の徹底